【 検査申請時の注意事項について 】　※必ずお読みください

検査日直前の申込み

「検査申請書」等は、受検希望日の1週間前には本紙が支部へ到着するよう提出（郵送）して下さい。（FAX申請・電話予約は不可）

注1）「検査申請書」等とは、①船舶検査申請書、②振替払込受付証明書（裏面に「検査機構提出用」）、③船の位置略図です。

検査時刻の指定

各地区の巡回日は下表のとおりです。受検を希望する日を検査申請書の「検査を受けようとする期日」に記入してください。

なお、１日に何ヶ所も巡回するため、**検査時刻の指定はお受けできません**ので予めご了承ください。

当日の検査時刻は、検査日の2･3日前（土・日・祝日を除く）にご連絡します。（検査の立会いは、機関の始動及び装備品の扱いが可能な代理人でも結構です。）

個人宅等への訪問検査

水上オートバイ、膨脹式ボート、アルミボート等の可搬型ボートについては、境支部または検査拠点（漁港等）への持ち込みにご協力願います。

【 地区別検査予定表 】　※１月、２月は天候に応じて日程を変更させていただく場合もありますので予めご了承ください。

検査地区 ＼ 令和5年 月日			7月				8月				9月				10月					11月					12月	
鳥取県（注１）	東部方面	岩美郡 鳥取市 湯梨浜町 北栄町 琴浦町	7（金）	13（木）	21（金）	27（木）	4（金）	10（木）	25（金）		1（金）	7（木）	15（金）	21（木）	5（木）	20（金）				9（木）	24（金）				1（金）	14（木）
	西部方面	大山町 淀江町（米子市） 日吉津村	4（火）	11（火）	18（火）	25（火）	1（火）	8（火）	22（火）	29（火）	5（火）	12（火）	19（火）	26（火）	3（火）	20（金）				9（木）	24（金）				1（金）	14（木）
		米子市（淀江町を除く） 境港市（松江市八束町を含む）	4（火）	11（火）	18（火）	25（火）	1（火）	8（火）	22（火）	29（火）	5（火）	12（火）	19（火）	26（火）	3（火）	10（火）	17（火）	24（火）	31（火）	7（火）	14（火）	21（火）	28（火）		5（火）	12（火）
島根県（注１）	東部方面	松江市八束町 島根県安来市	4（火）	11（火）	18（火）	25（火）	1（火）	8（火）	22（火）	29（火）	5（火）	12（火）	19（火）	26（火）	3（火）	10（火）	17（火）	24（火）	31（火）	7（火）	14（火）	21（火）	28（火）		5（火）	12（火）
		松江市（八束町を除く） （八束町は上記「境港市」と同一日です。	3（月）	10（月）	24（月）	31（月）	7（月）	21（月）	28（月）		4（月）	11（月）	25（月）		2（月）	10（火）	17（火）	24（火）	31（火）	7（火）	14（火）	21（火）	28（火）		5（火）	12（火）
	出雲方面	出雲市①（大社町鷺浦港から地合港までの日本海沿岸の港）	6（木）	20（木）			3（木）		23（水）		6（水）		20（水）		4（水）		18（水）			1（水）		15（水）		29（水）		13（水）
		出雲市②（上記「出雲市①」以外の港及び湖川）	6（木）	20（木）			3（木）		23（水）	30（水）	6（水）	13（水）	20（水）	27（水）	4（水）	11（水）	18（水）	25（水）		1（水）	8（水）	15（水）	22（水）	29（水）	6（水）	13（水）
		大田市（静間町、鳥井町、久手町、波根町、朝山町を含む）	6（木）	20（木）			3（木）		23（水）	30（水）	6（水）	13（水）	20（水）	27（水）	4（水）	11（水）	18（水）	25（水）		1（水）	8（水）	15（水）	22（水）	29（水）	6（水）	13（水）
	浜田方面	大田市（静間町、鳥井町、久手町、波根町、朝山町を除く） 江津市 浜田市（三隅町を除く）	5（水）	12（水）	19（水）	26（水）	2（水）	9（水）	23（水）	30（水）	6（水）	13（水）	20（水）	27（水）	4（水）	11（水）	18（水）	25（水）		1（水）	8（水）	15（水）	22（水）	29（水）	6（水）	13（水）
		浜田市三隅町 益田市	5（水）	12（水）	19（水）	26（水）	2（水）	9（水）		30（水）		13（水）		27（水）		11（水）		25（水）			8（水）		22（水）		6（水）	
	隠岐（注2）	隠岐の島町	10（月）	24（月）			7（月）	21（月）			4（月）	19（火）			2（月）	16（月）				6（月）	20（月）				11（月）	
		西ノ島町	11（火）	25（火）			8（火）	22（火）			5（火）	20（水）			3（火）	17（火）				7（火）	21（火）				12（火）	
		海士町・　知夫村	11（火）				8（火）				5（火）				3（火）					7（火）					12（火）	

（注2）隠岐汽船の欠航等により、検査日または検査時間を変更することがありますので予めご了承ください。

（注１）ダム等山間部　　個別対応となりますので、お電話でご確認ください。

日本小型船舶検査機構　境支部　℡０８５９－４７－２２２０

【事務所移転のお知らせ】

令和2年11月24日～

所在地）〒684-0046 鳥取県 境港市竹内団地277－2（公共マリーナ入口から夢みなとタワー方向へ約400m）

連絡先）電話：0859-47-2220 ／ FAX：0859-47-2250
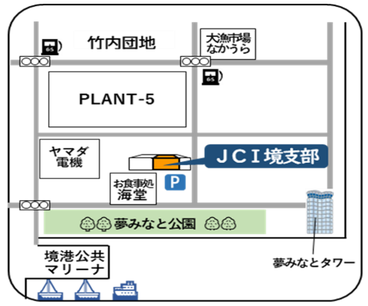
※電話番号・FAX番号も変更となりました。